

精神障害者への重度障害者医療費助成及び公共交通機関への運賃割引の実施を求める意見書

1993年の障害者基本法により、これまで主に医療の対象であった精神障害者が障害者福祉の対象として位置づけられ、身体・知的障害者と同水準の福祉施策を整備する根拠が与えられました。しかし、障害者福祉において、障害者間の格差は解消されていません。

例えば、身体・知的障害者の重度障害者について、全ての医療費が助成対象となっていますが、精神障害者の場合、17都道府県及び7政令市以外では、精神科の通院医療以外の診療科目について助成の対象になっていません。

また、公共交通機関の運賃割引においても、身体・知的障害者の重度障害者は、JR、民営鉄道、バス、航空機等の運賃、高速道路の通行料など割引の対象となっていますが、大阪府下で精神障害者においては、大阪市営交通、高槻市営バスの運賃以外は割引の対象になっていません。

よって本市議会は、大阪府に対して、下記の項目の早期実現を求めます。

記

- 1 精神障害者に対する医療費助成制度については、精神保健福祉手帳1級所持者を対象にすることが進められていますが、2級所持者も含めて対象を広げること。
- 2 公共交通機関の運賃割引について、精神障害者についても身体・知的障害者と同様の割引を実施するよう事業者、関係機関に働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月21日

摂津市議会